

第15回 官業民営化等WG 議事録（総務省・厚生労働省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月26日（火）14:30～15:30
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：統計業務
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、八代委員、原委員、本田委員、
大橋専門委員、福井専門委員、美原専門委員
総務省
統計局 総務課長 山崎 日出男（以下「山崎総務課長」という）
統計局総務課 課長補佐 永島勝利（以下「永島課長補佐」という）
厚生労働省
統計情報部 企画課長 牧原 厚雄（以下「牧原企画課長」という）
統計情報部 人口動態・保健統計課長 村山 令二
統計情報部社会統計課 国民生活基礎調査室長 大橋 正

鈴木主査 お待たせいたしました。それでは、ただいまから統計業務に関する第15回官業民営化等ワーキンググループを開催いたします。

今日は厚生労働省と総務省からお越しいただいております。ただいま14時40分になっておりますので、これから1時間ほどを予定して御説明を承り、かつ質疑をしたいと思っております。最初に10分か15分くらいで御説明を両方からいただきまして、それから質疑に入りたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

山崎総務課長 総務省総務課長の山崎でございます。この3月まで内閣府の男女共同参画局の総務課長をしておりましたが、この4月より統計局の総務課長をしております。

それでは、御質問をいただいておりますので、その御質問に沿いましてお答えしたいと思います。

まず1番目、民間開放をする場合、現行法令上の問題点という話でございます。確かに現行法制上で民間委託をした場合、守秘義務が課せられないということはございますけれども、これにつきましては法改正をすればいいという意見もあるでしょうから、そういう決定的な問題点というものにはならないかもしれません。

ただ、我々が思っておりますのは行政と民間会社との関係の整理、あるいは法制面だけでなく、まさに政府統計に最終的な責任を有する立場から、政府統計に対する国民の信頼を守るという観点から、実際に協力していただく国民の皆様からどのように認識されるかということが重要だと考えております。後ほど詳しく御説明いたしますけれども、民間のシンクタンクに委託した調査結果によりますと、民間の調査会社の

場合は公務員が世帯を訪問する場合に比べてやはり答えないと答えている者が多くなっているわけでございます。そういうことで特に今、国勢の重要な統計調査につきましては国民に申告義務を課してまで実施しているものでございまして、この包括的な民間委託は問題があると考えております。

ただ、統計局といたしましては別に民間委託の推進を否定しているわけではございません。統計調査業務の中でも例えば今やっています全国消費実態調査の入力業務でありますとか、あるいは光学的読取装置、OCRの機械での読取りですね。それは統計局職員の監督の下で民間の会社に委託しておりますし、こういうものについては今後とも進めていくつもりでございます。

次に2点目でございますけれども、秘密の保護、統計調査への信頼性、正確性の確保でございます。お配りしている資料の表紙以外の2枚目をごらんいただきますと「民間シンクタンクによる調査分析結果」がございます。これは三菱総研に依頼して行ったものでございますけれども、この結果を見ますと統計調査に対する国民の協力の度合いといったようなものを比較いたしますと、調査員が公務員の場合は52%協力する。他方、民間会社の職員である場合には14%ということで、調査を担当する調査員が現行の公務員である場合に比べて調査員が民間会社の職員である場合には極端に国民の協力度が低下するという実態になっております。

また、収入などのプライバシー事項についての回答率についても比較をいたしました。現行の公務員の身分を有する調査員の場合には回答するけれども、調査員が民間会社の職員の場合には回答しないといった割合がかなり高くなっております。こういう結果から言いましても、現行の公務員の身分を有する調査員の方が国民が安心して調査に協力し、結果精度もそれだけ高いものになるというふうには我々は考えております。そういうことで、ただ契約上、あるいは法的な守秘義務を民間会社に課すだけでは不十分ではないかと我々は考えている次第でございます。

我々も立派な民間会社もたくさんあるということは理解しておりますけれども、たとえこの守秘義務を遵守するといたしましても、統計調査は申すまでもなく個人のプライバシー情報あるいは企業の経営情報を取り扱う非常にデリケートなものでございます。そういうことで、民間に委託することによって国民にどう思われるかといったようなことが一番重要だと考えてございまして、公務員の身分を有する統計調査員が行うということが重要ではないかと我々は考えております。

あとは、民間の調査会社における受託可能性についてでございますけれども、この調査結果によりまして日本マーケットリサーチ協会の正会員企業というのが大体106社でございます。そういうものから調査をしたわけでございますけれども、この中で通産省が平成元年に民間部門における電子計算機処理にかかる個人情報保護に関するガイドラインというものを設けてございまして、1999年3月にJIS規格の一つとしてJIS 15001が制定されております。それに基づいて、財団法人日本情報処理開発

協会が一種のマル適マークのようなものを適切な個人情報保護を行っている事業者に対して付与しております。この 106 社を見ましてもマル適マークが付いているのは大体半数くらいにとどまっております。登録調査員が 1,000 人以上の大きな会社は 3 社ありますけれども、そのうち 1 社はプライバシーマークを取得していないというような実態がございます。それが、民間調査会社をざっと我々が調べた限りでの結果でございます。

そういうことで、民間調査会社の受託可能性ではなくて、秘密の保護、信頼性の確保、結果精度の確保、公表前の秘密保持といったような多岐にわたる点から我々は考えているわけでございますけれども、御質問の民間会社の受託可能性について申し上げますれば、今簡単に申しましたが、民間シンクタンクの調査結果によりますと平均的な登録調査員数は 700 から 800 人と聞いておりますけれども、訪問調査方式による全国を対象とした経常的な統計調査の受託可能性について調査をいたしました。

その結果、この 2 枚目の 1 枚紙の資料でございますように、調査にプライバシー情報項目がある場合はサンプル数は 1 万から 2 万くらいが限度ではないか。また、調査にプライバシー情報項目がなく設問が簡単な場合は 3 万くらいまではいけるのではないかというような結果のようでございます。そういうことで、1 億 2,000 万人を対象とする国勢調査は言うに及ばず、そういう政府統計調査の受託が可能かどうかというのは我々は若干疑問を持っております。

申すまでもなく、統計調査は個人のプライバシー情報あるいは企業の経営情報を取り扱う非常にデリケートなものでございます。そういうことで、調査客体一人ひとりから統計調査に対する理解と協力を得て実施するためには、国民に最も身近なところにおいて、普段から国民と接することで地域の実情に最も通じ、信頼を得ているということでノウハウを蓄積してきております都道府県あるいは市区町村の管理指導下で実施することが最も適当ではないかと考えております。そうした体制の中で調査客体との不必要なトラブルを回避し、迅速円滑に統計調査を依頼することができるのではないかと考えています。

御質問にございました調査のマニュアル化について述べますと、今、述べましたように都道府県、市町村あるいは統計調査員が普段から収集、蓄積している統計調査業務に関するさまざまなノウハウをマニュアル化することはなかなか難しいのではないかと考えております。マニュアルについても適宜作成はしておりますけれども、それだけでは不十分ではないかと考えております。

また、杞憂かもしれませんが、制度設計はまだ我々も知りませんが、市場化テストに関連して民間側は次回以降も落札するためにダンプング入札というものを行ってくる可能性がありますので、そういうふうなことについても懸念があるのではないかと考えております。

政府当局におきましては、この調査員に対しては決して高い調査員手当てを支給し

ているわけではございませんけれども、国、地方公共団体、統計調査員が一丸となって国勢の基本となる統計調査の作成という重要な使命を果たすという高い意識とモラルの下で効率的に実施しております。例えば、失業率を把握しております労働力調査ですが、調査の依頼とか、最近オートロックマンションとか共働きも増えておりますので、大体 10 回から 12 回くらい訪問をして回収をしていただいているわけですが、それでも、夜間にも行っております。そういうふうなことが仮に民間委託になった場合、とてもコストに合わないということで、5 回行ったらもう行くのをやめましょうとか、そうすると大変だなと。これはほんの一例でございますけれども、そういうふうに思っております。

また、民間事業者につきまして結果公表前の統計データの機密保持に懸念があると我々は申し上げているわけですが、インサイダー取引のようにこういう制度があるのではないかとというような御意見も聞いておりますが、証券市場におけるインサイダー取引の場合は今、某会社などが問題になっているようでございますけれども、個別の銘柄とか企業にかかる取引を追跡することが可能であります。それで A 社という株をこの人が何千万株というのはおかしいのではないかと、そういうふうに追跡調査をすることが可能でありますけれども、仮に C P I、あるいは失業率の結果が事前に漏洩したといったような場合は、どこで漏れたか事後的に調査することが非常に難しいと考えております。そういうことで、仮に機密保持違反に対する罰則を設けても公表前データの利用について我々は懸念を持っているわけでございます。

次に、民間委託に関するガイドラインについてのお尋ねでございますけれども、平成 15 年、昨年 6 月に各府省で申し合わせました「統計行政の新たな展開方法」によりましてガイドラインを作成することとされたところでございます。このために、今年 4 月に統計主管部局長会議の下に検討会議というようなものを設置いたしまして、そのほか実務者レベルの会議も併せて検討を本格化しております。現在、本年度中のガイドライン作成に向けまして委託先の民間会社の要件はどのようなものであるかと、具体的な委託業務の範囲あるいは委託方法はどうすべきかと、あるいは調査客体に対する信頼性確保のための方策はどうであろうか。こういう事柄等につきまして、民間委託を推進する観点から調査の実態等も勘案いたしまして関係府省との間で協議を深めているところでございます。

あとは、民間に委託した場合、精度が悪くなるかどうかの証拠という話でありますけれども、お手元の資料を 2、3 ページめくっていただきますと家計調査、家計消費状況調査の対比表というようなものが載っております。家計調査は国がやっている。右側の家計消費状況調査はある民間会社に委託をして行っております。家計調査は回収率 100% でありますけれども、家計消費状況調査は 75% にとどまっている。これは調査としては家計消費状況調査の方が随分簡単な調査なんですけれども、それにもか

かわらずこういう結果が出ているということでございます。

それ以外にも、主な統計調査につきまして資料をお付けしております。

鈴木主査 どうもありがとうございました。それでは、厚生労働省からなるべく短時間をお願いいたします。

牧原企画課長 厚生労働省統計情報部企画課長の牧原と申します。よろしく願いいたします。

お手元の一番下のところに表紙に厚生労働省と書いた資料があるかと思えます。1枚めくっていただいて1ページ、横長の資料をごらんいただきたいと思います。統計調査の民間開放につきましては、考慮すべき視点として3点あると考えております。

まず1点目が「厚生労働政策との一体性」ということでございます。厚生労働省の施策目的を達成するために、当然のことながら厚生労働省で統計調査を実施しているという観点からこういう点が必要だろうと考えておりますし、右の方に緑色の欄がございますけれども、関係部局との連携というものも重要です。そういう中で施策の課題、動きに機敏に対応していくことができるということが必要であると考えております。調査票あるいは調査事項、集計表の変更とか、そういうものを機敏にできるとか、あるいは報告の作成後も追加的な集計分析が機敏にできるとか、そういうことが必要であろうと考えております。データに裏付けられた施策が求められている中で、省の企画立案能力の低下を招くようなことのないように関係部局の連携を図っていく必要があると考えております。

2の「プライバシーの保護」ですが、総務省の資料と重複しますので詳しい説明は省略いたしますけれども、厚生労働省の場合ですと一番右のピンクの欄にありますように個人の健康状態、病気、疾病、それから所得などという人には知られたくないような事項が多いと考えております。

3点目が「統計調査の信頼性・正確性の確保」ということでございますが、これは総務省の方の資料と重複しますので説明は省略させていただいて2ページにいきいたいと思えます。

2ページは厚生労働省の実施する統計調査例ということで、少子化対策は最近大変話題になっていますので、21世紀の出生児縦断調査というものを取り上げさせていただきました。少子化等の対策の企画立案・実施のための基礎資料を得るということを目的としておまして、同一客体を長年にわたって追跡調査するというものでございます。具体的には21世紀の初年度、2001年の1月と7月に生まれましてうちから5万3,000人を対象に毎年継続的に追跡調査をしているというものでございます。担当職員は3名で、予算はそこにありますように実地調査の経費が主になっておりますけれども、これは調査票の印刷費、発送の郵送費とか、発送関係の経費が主体でございます。

それから、期間につきましては下に平成15年で述べておりますけれども、先ほど申

し上げましたように1月と7月生まれにつきましてそれぞれ1回ずつ、ですから年に2回調査をしまして、調査実施などにつきましては、3か月かかっているというようなことでございます。あとは作業を重複してやっている期間もありますので、通しで見ますと調査の企画から報告書の作成まで2年2か月程度ということでございます。それから、回収率につきましては91.3%となっております。

続きまして3ページにまいりたいと思います。3ページは来年度実施予定にしている新規調査ということで、中高年の縦断調査というものを計画しております。これは、団塊の世代を含みます中高年50歳代の方から男女4万3,000人を抽出いたしまして健康、就業、社会参加、こういった面の意識面、自立面の変化を継続的に調査するというものでございまして、今、50歳代の方ですと比較的健康ですけれども、これから健康にいろいろ問題が生じやすい時期、また今は働いておられますが、これから退職をされていくというようなことで、そういった動きをとらえ、またそれがどういう要因で起きているかというような因果関係の分析などについて厚生労働行政の基礎資料を得たいというものでございます。以下の調査対象等につきましては、時間の関係がありますので省略させていただきます。4ページでございます。「統計事務の業務プロセス別民間委託の状況」ということで、一番下に網かけをしました割合部分がございます。物によってパーセンテージが違っておりますけれども、調査全体の事務の流れの中での効率性、調査の信頼性、正確性などを考慮しまして民間委託というものを進めております。したがって、データ入力などの工程につきましてはほぼ全面的に委託をしている。一方、調査企画、それから統計表の結果のアウトプットですけれども、こういったものについては調査の目的や行政上の必要性というものと一体不可分ということで民間委託はしていないという状況になっております。

1ページめくっていただきまして最後ですけれども、統計調査に関わります民間委託額の推移ということで民間委託の経費です。経費の大半はデータ入力の委託経費でございますけれども、平成14年のところはちょっと額が高くなってございますが、これは患者調査と申しまして3年周期でやっている調査がございまして、データ量が大変多いということで、この年だけ少し高くなってございます。調査業務委託、民間委託を進めておりますけれども、調査全体は非常に厳しいシーリングの中で少しずつ減少傾向にあるというような状況でございます。

大変はしょって恐縮ですけれども、以上でございます。

鈴木主査 どうもありがとうございました。それでは、質問等よろしく申し上げます。

福井専門委員 総務省ですが、家計調査と家計消費状況調査の比較についてお伺いします。

これはまず人件費は家計調査では含まれていなくて、家計消費状況調査では民間の受託者の人件費が含まれているという前提でよろしいですね。

山崎総務課長 そうですね。

福井専門委員 これを私が先ほどから自分で計算しましたら、家計消費状況調査は3万世帯で約6億使っていますので調査経費が1世帯当たり約2万円なんです。家計調査の方は国や自治体を全部合わせますと約13億円使っております。しかも人件費を除きです。これを世帯当たりで計算しますと、1世帯当たり調査費用は14万3,000円ほどかけていることになる。

この格差を前提にして、14万3,000円をかけていて100%と、1世帯当たり2万円しかかけていなくて75%と、どちらを優秀だと思うか。しかも、人件費を含まないで14万3,000円もかかっている。これだけかけていて100%でなければ、それこそ犯罪的な調査だと思うんです。民間の方はたった2万円でこれだけのパフォーマンスを上げている。こういう前提を全然提示されないでこういう形で比較されるのは全くミスリードで、それこそ誤った統計分析ではないかと思えます。

それから、三菱総合研究所による調査分析結果ということですが、これは調査員が民間会社の場合と公務員の場合という点は、どういうふうに聞いているんですか。単に民間会社の職員の場合は協力しますか、あるいは公務員の場合は協力しますかということですか。

山崎総務課長 では、お答えします。まず家計消費状況調査と家計調査でございますけれども、これは同じ家計を対象にすると申しましても全く調査が違っております。家計消費状況調査は、もともと家計調査の場合は9,000くらいのサンプルでございますので、耐久消費財とか自動車とか高額商品にブレがある。そういうことから経済財政諮問会議の御提言を受けて補完するものとして実施したものでございます。

本日調査票をお持ちしておりますけれども、家計消費状況調査というのはぺらぺらのこういう調査票で、要はIT商品とか自動車耐久消費財というものだけ記入してもらおうという調査でございます。それに引き換えまして家計調査は、毎日幾ら何に使ったかというように家計簿に記入をしていただいておりますし、それ以外にも年間収入調査票、世帯票、そして貯蓄等調査票、こういうものを使った総合的な調査でございますので単純に比較はできないと思っております。

福井専門委員 単純に比較されているのは課長の方です。

山崎総務課長 また、家計調査の場合は何らかの都合で調査を引き受けてもらえない場合は代替世帯を選ぶわけでございますけれども、そういう断った世帯に対しましても準調査世帯票というものを配っておりますし、収入の分布を二乗検定する等によりまして、調査にバイアスがあるかどうか。そういうことまで調査をしているわけでございます。

ただ、例えば同じ家計調査でも政府が行う場合と、家計調査そのものを民間委託した場合というものを比較できればいいのしょうけれども、残念ながらそういうものはありませんので、同じ家計の消費関係の調査として家計調査と家計消費状況調査を

比較した表を作成した次第であります。

原委員 家計調査は私も知っている者がやっていますけれども、調査員はすごく大変なんです、調査を担当する方はそれほど大変ではないというような印象です。

山崎総務課長 調査を担当する人と申しますと。

原委員 調査を頼まれてやっている人は本当に1年間大変なんです。家計簿も全部二ンジンの量目まで量ってやっていて、付けさせられている人はすごい大変だけれども、お願いなさる人はそんなに大変ではないという印象なので、一言申し上げました。

山崎総務課長 家計調査でございますが、これは非常に負担感の強い調査でございますので、家計世帯に引き受けてもらうのに大変苦勞をしております、決して依頼する方が大変ではないとは私どもは思っていないわけでございます。もちろん毎日具体的に記入する家計が一番大変だというものでございます。

これなどは非常に四半期別の国民所得統計の基礎になっているものでございますので、仮にこれが民間会社に行って倒産してしまって3か月くらい出なくなってしまうという、これは経済社会総合研究所でやっていた課長経験者に聞きましても、それは給付費も出なくなるのではないかと。ちょっと論点は違いますけれども、そういうようなこともありますので、そういうことから総合的に考えても政府がやはりやるべきではないかと思えます。

永島課長補佐 2点目のシンクタンクに委託した調査でございますが、調査の仕方としてはシンクタンクの方で企画していただいたのですが、最初に現在国の調査では非常勤の公務員である調査員がお宅に訪問して調査をしている。その上で、そういった調査に協力する意向はということで聞いております。その後で、非常勤公務員がお宅を訪問する形ではなくて、民間会社と国が契約をして調査を行うとした場合に、民間会社の調査員が今度はお宅を訪問することになる場合の協力意向と。

福井専門委員 民間会社について契約上の守秘義務を課した場合というような留保は付けていますか。あるいは、法令上の守秘義務を課した場合という留保は付けていますか。

永島課長補佐 そこはフラットに聞いております。

福井専門委員 だったら当たり前じゃないですか。そういう前提がない民間企業に、だれがそんな秘密を漏らしますか。聞き方が間違っている。極めて恣意的で、統計部局とは思えないようなむちゃくちゃな聞き方で誘導している。

永島課長補佐 私どもが企画したわけではございません。

福井専門委員 三菱総研がやったにしても、三菱総研に委託したのはあなたたちでしょう。そんな恣意的な、ある意味では民間企業が秘密を漏らしても構わない前提で民間企業にあなたは答えますかというのでは、結論はおのずと明らかです。こんなことに公金を使っていいんですか。やり直していただきたいと思えます。後ほど調査票一式の原本の写しをお願いします。

永島課長補佐 後で資料をお届けします。

鈴木主査 これは何の目的で、いつおやりになった調査ですか。

山崎総務課長 これは公務員が調査をする場合と民間会社が.....。

鈴木主査 内容はもう聞いていますから、何の目的でいつ三菱総研に頼んだものですか。

山崎総務課長 報告書ができ上がったのは9月30日でございます、8月くらいに。

福井専門委員 規制改革会議で弁明するためにわざわざ調査をさせたんですね。一本幾らの調査ですか。

山崎総務課長 これは800万円です。

福井専門委員 三菱総合研究所に過去統計局さんから出されている調査のすべてのタイトルと個別の費用をリストで後ほどお出しください。

鈴木主査 目的はいかがですか。当委員会对応用という目的と三菱総研にいつているかどうかは別ですが、この調査をしたお宅の主観的目的は何ですか。

山崎総務課長 それは、国がやる場合と民間会社がやる場合の影響の差を比較するものであります。

福井専門委員 何のためにですか。

山崎総務課長 我々としましても、家計消費状況調査とか補完するものは民間委託をしておりますので、全く民間委託が嫌だと言っているわけではありません。ただ、民間委託するときにはいろいろ問題点があるだろう。その一番大きな問題点は、どちらが協力度が得られるかと。

福井専門委員 当会議の指摘がきっかけですかという単純な質問です。

山崎総務課長 それもあります。

福井専門委員 では、最初の質問に戻ります。さっきいみじくもおっしゃいましたが、家計調査についてはあらかじめ引き受けるかどうかの内諾をとっているわけですか。

永島課長補佐 家計調査、家計消費状況調査、どちらも同じでございます。

福井専門委員 どちらもあらかじめ、これは引き受けてくれますかという内諾をとっているわけですか。

永島課長補佐 はい。

福井専門委員 それはどういう形でとっているかについて後ほど結構ですから、それぞれの調査の内諾の取り方について具体的な応答マニュアルも含めて御教示ください。

それから、人件費について、16年度の該当人件費は幾らぐらいになるんですか。これも割合単純な話なので、試算で結構ですから今わからなければ後ほどいただけませんか。

永島課長補佐 人件費については調査別の取り分けがなかなか難しゅうございませ

て、そういう意味で今の段階ではお出しできていないということでございます。

福井専門委員 だけど、調査にかかっている事務経費についてはわかっているわけですね。だったら、それで比例配分して教えていただければ十分です。その程度で結構ですから、教えていただけますか。

それで、さっきのお話ですと家計消費状況調査は簡単で家計調査は難しいとおっしゃいますが、ここで言うておられることは要するに同じレベル、同じような質的な調査であればお金をかければ回収率も上がるし、中身の分析も精密度合いを増すのは当たり前のことですから、ここでもしおっしゃりたいようなことを証明されたいのであれば、家計消費状況調査と家計調査が仮にほかの要因を一定だというふうにコントロールしなければならぬ。これも統計の専門家のはずでいらっしゃるから御存じないわけではないと思いますが、他の要因は一定であると統計的にデータをコントロールした上で、しかも回収率については有意な差があるということを統計の専門家として恥ずかしくない見識でもって後ほど文書でお示してください。以上です。

八代委員 それから、この家計調査ですけれども、調査員手当てを含むと書いてあるのですが、この調査員というのは民間人なのですか。

山崎総務課長 非常勤の地方公務員です。

八代委員 非常勤の地方公務員だけれども、それは非常勤だから当然ながらみなし公務員規定と申しますか、公務員の資格を与えた民間人なわけで、いわゆる常勤の公務員とは違うわけですね。

山崎総務課長 常勤ではございません。

八代委員 ですから、逆に言えば同じようなことを家計状況調査だってやればいいわけですね。我々が考えている民間活用というのは当然ながらみなし公務員規定をかけますから、この非常勤の調査員と同じ扱いということをお前提にしているわけであって、アンケートのときも福井委員が先ほど言いましたけれども、そういう前提で聞いてもらわないと全く意味がないわけです。

それから、以前ヒアリングのときに国勢調査でも近所の主婦の方をお願いしているというお話を聞いたのですが、その近所の主婦の方も当然ながら非常勤の国家公務員の扱いを受けておられるということですか。

山崎総務課長 国勢調査の場合は非常勤の国家公務員です。

八代委員 ですから、まさしくそれと同じことを民間活用の場合はしていただければいいわけで、何ら今やっておられることと変わらないわけなのですが、なぜみなし公務員規定ではだめで、非常勤の公務員であればいいのか。その違いは具体的にどういうものなのですか。

山崎総務課長 非常勤の地方公務員あるいは国家公務員の場合はちゃんと身分証明書にその旨、書いてありますので、そこは効果が違うのではないかと思います。また、諸外国を見ましてもセンサス局におきましても、そこはコンペティティブソーシング

ということで、日本以上に民間委託が進んでいる国ではありますけれども、統計調査の実査部分につきましては国民の信頼度、安心度、国がやっているということで世帯が協力してくれるということで、その包括的な民間委託の対象にはなっておりません。

八代委員 国がやることには違いはないわけでして、非常勤の公務員という身分証明書があるかないでそんなに大きな違いがあるというお考えなわけですか。

山崎総務課長 我々はそう思っております。

福井専門委員 守秘義務をかけたか、中立性の保持義務を法令でかけると秘密が漏れるという意味ですか。

山崎総務課長 そうは言っておりません。

福井専門委員 公務員だと信頼感があるということですが、要するに信頼感がないということはこいつらにしゃべると漏らすかもしれないという以外に何か心配のネタはありますか。その辺の主婦が国勢調査で人のプライバシーに首を突っ込んで絶対漏らさないと確信されているんだしたら、それについて同じような法令上の手当てをしなければそれでいいわけではないですか。身分を公務員というかぎ括弧付きのレッテルを張ったら守秘義務とか、行為規制にかかわらず、突如しゃべらなくなって、公務員でなかったら守秘義務がかかっていてもしゃべりまくるという特殊な命題の論理的根拠をデータでもって教えてください。

永島課長補佐 そういうことを主張しているわけではないのですが。

福井専門委員 今、整理したものでなければどういう主張ですか。

永島課長補佐 客体の方がどのように認識されるか、お感じになられるかということでありまして。

福井専門委員 客体がなぜその認識の違いを持つのですか。

永島課長補佐 その客体の心情までは推し量りかねるところがございすけれども。

福井専門委員 客体がこういう認識を持つと言っているんだから、自分で断言しておいてそれはわからないというようなふまじめな回答はないでしょう。

永島課長補佐 シンクタンクの調査結果を見るとということでございます。

福井専門委員 このシンクタンクの調査結果はあてになるんですか。さっきもう既に破綻していることは自白されたでしょう。そんな聞き方をしているこのシンクタンクの調査結果にいまだにまだ依拠したいとおっしゃるのですか。

永島課長補佐 はい。

福井専門委員 どうしてですか。公務員と民間の区分について、民間に守秘義務がない前提で聞いた調査結果のどこがまともですか。具体的に説明してください。

永島課長補佐 制度設計まで詳細にわかっておりませんので、それは前提では聞けなかったのではないかと思います。

福井専門委員 だったら、守秘義務がかかっても、なおかつ客体から信用が得られないという命題は一体どうやってこのシンクタンク調査結果から導き出すのですか。

大橋専門委員 今の福井先生の御質問に関連して、三菱総研に対する回答結果が出ていますけれども、やはりいろいろな条件が必要だろうと思うんです。この調査では民間会社に守秘義務を課した上でという最も重要な条件がないというほかに、やはりどんな調査なのかという調査の内容によっても答える人は違って来る可能性があるわけで、こういう設問では、こういう統計調査についてどう考えますかという統計調査のサンプルを示した上で回答を求めないといけない。それがいいんですから、そういう意味では極めて不十分な調査だと思います。このことによって民間ではだめだという結論を出せない。

福井専門委員 教えてください。要するに、この調査結果でもって何で民間の守秘義務がかかった場合でも相手が信用しないと言い得るのかということに端的に教えてください。

山崎総務課長 確かに家計調査などの例をして……。

福井専門委員 家計調査ではありません。三菱総研の調査結果が根拠だとおっしゃるから、それに端的にお答えください。

鈴木主査 この調査は信頼できるけれども、そのほかの三菱総研以外の調査は信頼できないものがあるとおっしゃっておられるけれども、この調査がどうしてそんなに100点で信頼できるのか。

山崎総務課長 別にほかが信頼できないとは申ししておりませんが。

鈴木主査 さっき75%しか回収もできないし、能力も悪いしということをおっしゃいました。だから、この三菱の調査というものを100%あなたの方は信用しているらしいけれども。

山崎総務課長 それ以外にも、実際に家計消費状況調査では回収率は75%にとどまっていると。

福井専門委員 それはさっきさんざん議論しましたが、コントロールした上で教えてください。今この場で思い付きの議論をされても全く説得力はないです。

もう一回戻りますが、永島課長補佐は先ほど三菱総研の結果で、公務員ではない民間の人に守秘義務がかぶっても、それでも信用されないんだということが言えているというふうに断言されたから、その根拠を教えてください。答えられないんだしたら答えられない。あるいは、間違ったことを言ったのならば間違ったことを言った。いずれかの形で明確に教えてください。

永島課長補佐 [沈黙19秒]

福井専門委員 考え込む話ではないんです。事実を答えていただければいいです。どれなんですか。

後ほどこの沈黙時間が何分かあったか、議事録に開示していただくようにここでお願いしておきます。

永島課長補佐 確かに守秘義務を課した上でという聞き方もあったのだろうとは思

いますが、ここの資料ではそういう聞き方をせずフラットに聞いているということです。

福井専門委員 それでは答えになっていないじゃないですか。この調査結果でもって守秘義務がかかっている人もその人は信用されないとおっしゃったじゃないですか。その根拠を教えてください。

永島課長補佐 実際の調査現場において、私は守秘義務がかかっていますよということをおっしゃりながら調査をするのでしょうか。

福井専門委員 聞かれたことに答えなさい。この調査結果が根拠になっていると説明されたんだからまじめに答えたらどうですか。答えられないんですか。

永島課長補佐 すみません。混乱してしましまして答えられません。

福井専門委員 では、結構です。

大橋専門委員 家計調査、家計消費状況調査の回収率について、このペーパーでやはり民間はだめだと言いたいんだろうけれども、これもいろいろの条件があると思うんです。つまり、例えば家計調査の対象となっている人はどういう層が多いのか。あるいは、家計消費状況調査の対象となって、つまり先ほど原先生がおっしゃった書き込む人というのはどういう人なのか。そういうきめ細かいいろいろの要素を総合的に判断して、初めて民間ではだめだ。

恐らく世間で聞いている話によると、家計の調査の対象になっている人というのは、ここは議事録には余り載せない方がいいかもしれないけれども、元官僚が多いとか、そういうようなことを聞くのですが、もしそれが正しいのだったら、それはまた違って来るかもしれない。だから、そういういろいろな条件を加味しながら官がやる方が回収率が高いのかという論理の思考を提案、提示していただかないと、これだけでほんと民間ではだめですということを言うのは、私は余り納得できません。

山崎総務課長 我々は実際に民間にこの家計消費状況調査をお願いしているわけで、私も舌足らずだったかもしれませんが、民間がだめだと言っているわけではない。家計消費状況調査は家計調査を補完するものだから、それは我々はこの75%でもいいんだ。だから、今後こういうふうな調査をする場合には我々は民間に委託しようということやっていくと思います。

ただ、不十分かもしれませんが、これを見ると家計調査に民間委託を適用して、仮に回収率が75%になった場合は、そこは我々は精度に責任はもちろん持たせんとすることを申し上げているわけです。

福井専門委員 そういう懸念が成り立つためには、まさに100でなくて75まで下がっている。理想からすれば25%も低いということの根拠が、官ではなくて民がやっているからであるということがちゃんと論証できない限りは、そんなことは全く言えないわけです。だから、ひょっとしたらこれはお金がかかっていない。1通当たりあるいは1世帯当たりにお金がかかっていないからそんなに回収の督促ができないからか

もしれない。あるいは、フォーマットの書き方で確実に回収を担保するようなきちんとした手立てが欠落していて、家計調査に比べると不十分なのかもしれない。いろいろな要因があるわけです。そういった要因を一切捨象して、単にこれは民であるせいだというふうに断定するのは、統計の専門部局としては誠にお寒い主張だと言わざるを得ない。

更に申し上げれば、1ページ目に民間企業が行う場合には結果がゆがむとか、失敗すれば行政や社会経済への影響が甚大で取り返しがつかない。これは別に官がやっても、そういうことが起これば全く同じことです。起こらないようにするのが守秘義務等のさまざまな法令上の規定なわけですから、そこについての前提も取らないで民間シンクタンクである三菱総合研究所の、いわば公務員以外の方が守秘義務を持つかどうかについて何も触れていない調査結果を根拠にこういうことを言っておられるのだとしたら、それこそそういう部局がやっておられる統計だからこそ、全部民間にやっていただいた方がいいと言わざるを得ないということです。

山崎総務課長 家計調査と家計消費状況調査を比較するためには、確かに御指摘のようにいろいろな要因を加味する必要はあり、それができればそれは理想だと思います。

ただ、私どもが言っておりますのは、家計調査というのは非常に困難度の高い調査でありますから、仮に予算も人員もあって家計消費状況調査を国が直轄してやった場合は、家計調査でも100だから、そこは当然100になるのではないかということはかなり確度で推定できるのではないかと思います。

福井専門委員 おっしゃることは全く問題のすり替えです。いろいろな要因があるのは分析できないなどということを統計部局の責任課長がおっしゃっていいんですか。要因にはフォーマットの書き方とかいろいろなものがあるわけで、分析すれば必ず結果はあります。理由づけだってあります。それはむしろ調べた上でおっしゃるのが筋ですし、いろいろな要因があることは分析はできないけれども、75になっているのは民間のせいだと言うんだったら、こんなものは出さない方がましじゃないですか。言えていないことを主張しているということです。統計の使い方として全く誤っている。

大橋専門委員 厚生労働省にお聞かせいただきたいんですけども、資料の1ページで誠に私は不穏当なことを言っていると思うんです。2番目のプライバシーの保護の丸の2番目で、利益を目的としているのでプライバシーの保護に欠けるおそれがある。つまり、民間がやる場合には利益に目がくらんでプライバシーの保護ということがなされないおそれがあると言っているわけです。これは本当ですか。

福井専門委員 合わせてこれに関連しては、厚生労働省の何らかの意味での調査、統計資料に関わるものが1か所でも含まれる調査について、今まで民間シンクタンクは一切活用されていないということでないかつじつまが合わないような気がしますが、それに該当するのかもしれないのかということの後ほどで結構ですからお調べいただき

いと思います。

八代委員 それから一緒に、今まで厚生労働省の公務員はプライバシーの保護に欠ける行為をしていないかどうかということも教えていただきたいと思います。

本田委員 加えまして、社会保険庁も含めまして厚生労働省傘下で全く公の良俗に反するような行為がなかったか。あったとすればどういったものがあったのか。新聞記事になったものもなっていないものも含めて、一覧表で過去 10 年分いただきたいと思います。

牧原企画課長 まず、私ども統計部局ですので、最初の新聞記事になっている云々というのは調べ切れないと思いますが。

福井専門委員 それはお持ち帰りいただいて省としてお調べください。個別部局に対するお願いではございません。

牧原企画課長 あとは、確かに言われるとおり国家公務員の中でも問題のある行為をした者というのはいるわけですが、国家公務員法で守秘義務が課せられている中でも起きている。大変失礼ですが、ましてそういうものがない民間企業の方であれば、よりそういう可能性が高いということだけを言っているわけです。

八代委員 ただ、民間の場合はそういうことをしたらつぶれる可能性があるわけで、公務員はつぶれないわけですから、そちらの方はどうなんですか。

牧原企画課長 確かにつぶれるという可能性もありますけれども、個人が罰則規定をかけられているという状況に比べれば、そのように考えたわけです。

福井専門委員 その前提を変えていただけませんか。ここでの議論は、民間企業であったとしても契約上、ないしは法令上守秘義務がかかるという前提で民間に委託していただくという前提です。さっきの総務省さんの調査の前提のように、秘密を漏らし放題の民間人が調査をやるということでは決してありませんから、誤解がないようにお願いします。

鈴木主査 それは我々の意見の前提としての問題ということで中間取りまとめの中でも明確に表示しておりますから、中間取りまとめぐらいせめて読んでこの席に出席して回答していただきたいということを申し上げておきます。

福井専門委員 それから、総務省さんに合わせて確認しておきます。先ほど受託者たる三菱総研が勝手にやったことなので自分は知らないという恐るべき発言がございましたが、過去総務省で民間シンクタンクに調査委託をされるときには、一たん委託をしたらその後はそこが勝手にいかなる結論をいかなるフォーマットで出しても一切関与しないという扱いをされているのかどうか、過去 10 年分について具体的な調査ごとに教えてください。

大橋専門委員 厚生労働省で更に今後、民間委託を推進したいという調査ですね。それについて是非検討してほしいと思います。

牧原企画課長 この調査を委託するというか、先ほどもありましたようにデータ入

力についてはほぼ全面的に委託していますし、工程ごとに民間の委託になじむものということで、現在できるだけ更に民間委託できる工程でできないかということで、そこは検討していきたいと思っております。

大橋専門委員 その際、是非包括的な委託ということをお検討いただきたいと思っております。部分的な検討も非常に大事なことです。最もこの会議が問題意識を持っているのは包括的な民間委託ですから、一本まるごとばんと民間に願います。企画立案の段階はどうするのかは別として、このプロセスです。

鈴木主査 企画立案も基本的には含めて、こういうことを問題として調べたいからというところから始まっての委託と考えてください。

ただし、民間会社に対しては守秘義務はかけているという重大な前提事実を言わずに、公務員がやる調査と民間会社がやる調査とどちらに協力するかなどという全く非常識なことを 800 万円も金を使ってやるなどということを行っているわけではありませんから。

牧原企画課長 先ほど御説明した際の繰り返しになりますけれども、厚生労働省の施策の企画立案のための基礎資料ということですので、こういった項目を調べるかということも非常に各局と関わりがありますし、なかなかそういうことまで外部に丸投げしてしまうということはないと考えていますし、またアウトプットそのものも行政の企画立案ということの資料になりますので、そういった面についてもなじみにくい部分があるというふうには考えております。

鈴木主査 丸投げと言っても、調査を受託したところは自分のところは注文を受けるだけですから、こういう点を調査するのだ、こういう点が留意事項だ、こういう点についてはこうしてくれという仕様も決めずに丸投げということはありません。その仕様を決めるのは発注者の責任において、発注者のニーズによって決まる問題ですから、ただ何だか知らないけれども調査をしてくれなどということはありません。そういう丸投げと勘違いしないでください。

きちんとした仕様を決めて、期間を決めて、方法も決めて、それから後のプランニング、どういうふうに人員を配置してどういうふうなスケジュールでやろうかということすべて民間の委託した先に任せるということを包括的委託と言っているわけですから、もちろんフォーマットをつくるということは委託内容に入りますよ。

しかし、そのフォーマットの内容となるエレメントというのはおたくの方が提示しなければ、受託会社だって何を聞いて調べるのかということがわからず、フォーマットのつくりようがないではないですか。そこは勘違いしないでください。

それから、総務省は指定統計に関しては包括的な委託というものはやりにくいと理解してよいですか。そうでないものについては現在もやっておるし、四百幾つの中の三百幾つと書いてあったけれども、こういうふうに理解してよいですか。

山崎総務課長 承認統計が皆できると言っているわけではございません。ただ、承

認統計の中には実際に私ども家計消費状況調査をやっておりますように、そういう補完的な調査とか、多少回収率が悪くても済む調査につきましては、今後ともどんどん民間委託をしていきたいと考えております。

鈴木主査 三菱にやってみたいですね。

本田委員 プライバシー保護の問題で厚生省の方にお聞きしたいんですけども、現在実地調査において17.1%、データ入力に至っては97.1%を民間に部分委託をされているわけで、この過程において今までプライバシーが表に出て問題になるようなことはここ2、3年であったのでしょうか。あれば御記憶の範囲で結構ですので教えてください。

牧原企画課長 そういう事例があったというふうには承知しておりません。

鈴木主査 よろしいですか。

それでは、どうも御苦勞様でした。今日いろいろお願いしたデータその他があると思いますから、後ほど事務から連絡させますので御協力いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。